

豊明市業務継続計画



令和3年3月改定

豊明市

目次

第 1 章	基本的な考え方	
1	業務継続計画（BCP）策定目的	P. 1
2	業務継続計画（BCP）の効果	P. 1
3	非常時優先業務の概要	P. 2
4	地域防災計画業務継続計画（BCP）の相違点	P. 2
第 2 章	想定する災害及び被災状況	
1	想定する災害	P. 4
2	災害による市内の被害状況	P. 4
3	公共施設の被害想定	P. 6
4	公共施設の概要	P. 7
第 3 章	業務継続体制の対象と非常時の業務継続体制	
1	業務継続体制の対象	P. 8
2	非常時の業務継続体制	P. 9
3	情報の基本的な流れ	P. 10
第 4 章	職員の参集予測	
1	職員の参集	P. 11
2	参集行動	P. 12
3	職員の参集予測	P. 13
第 5 章	指揮命令系統の確立（職務代行）	P. 15
第 6 章	電気・水・食料等の確保	
1	非常用電源及び燃料	P. 15
2	職員用備蓄物資（水・食料等）	P. 16
第 7 章	重要な行政データのバックアップ	
1	重要データの遠隔地保管	P. 16
2	各課等における措置	P. 17
第 8 章	多様な通信手段の確保	
1	通信機器等の確保状況	P. 17
2	今後の検討事項	P. 17
第 9 章	非常時優先業務の遂行環境の確立	
1	非常時優先業務の遂行環境の概要	P. 18
2	非常時優先業務の選定	P. 19
3	非常時優先業務の目標開始時期	P. 20
4	災害緊急業務の個別目標時期	P. 20
5	通常業務の個別目標時期	P. 20
5	受援対象業務と必要人員数	P. 20
第 10 章	庁舎の利用方針及びレイアウト	
1	庁舎利用の原則と活動場所等	P. 22
2	庁舎内の立入り制限と代替地の選定	P. 27

第11章 業務継続力向上のための継続的改善

- 1 マニュアル等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 35
- 2 職員への教育・訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 36
- 3 検討・見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・P. 36

第1章 基本的な考え方

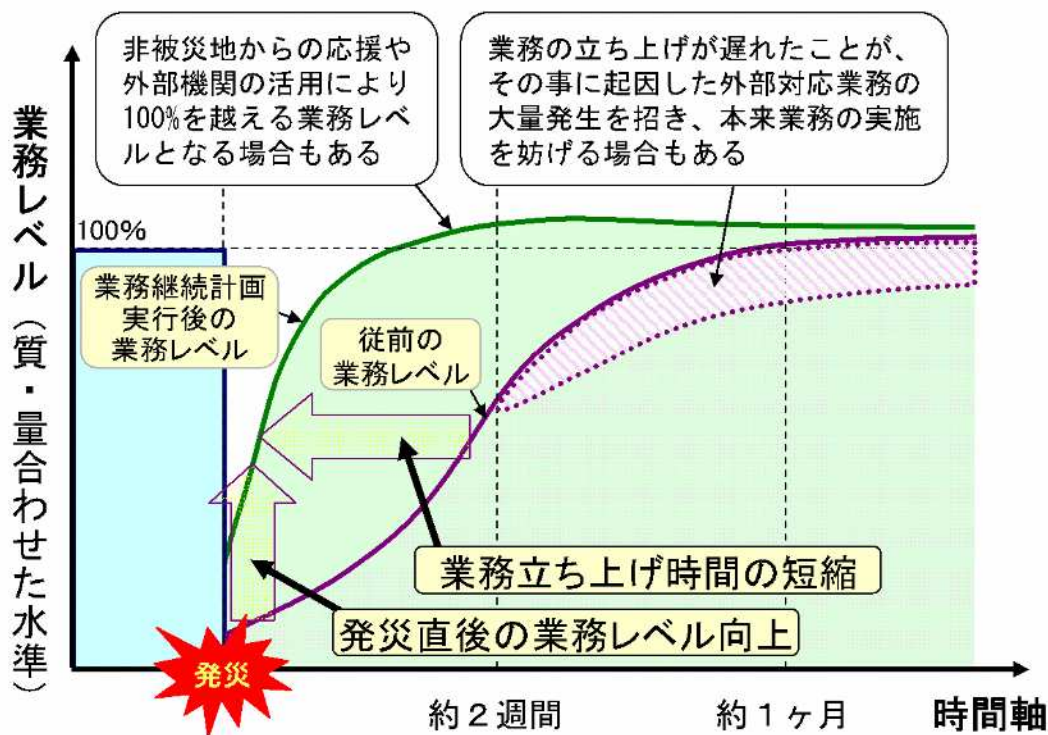
1 業務継続計画（BCP）策定目的

業務継続計画とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震災害時にあっても、適切な業務執行を可能にすることを目的とした計画である。

BCP : Business Continuity Plan

2 業務継続計画（BCP）の効果

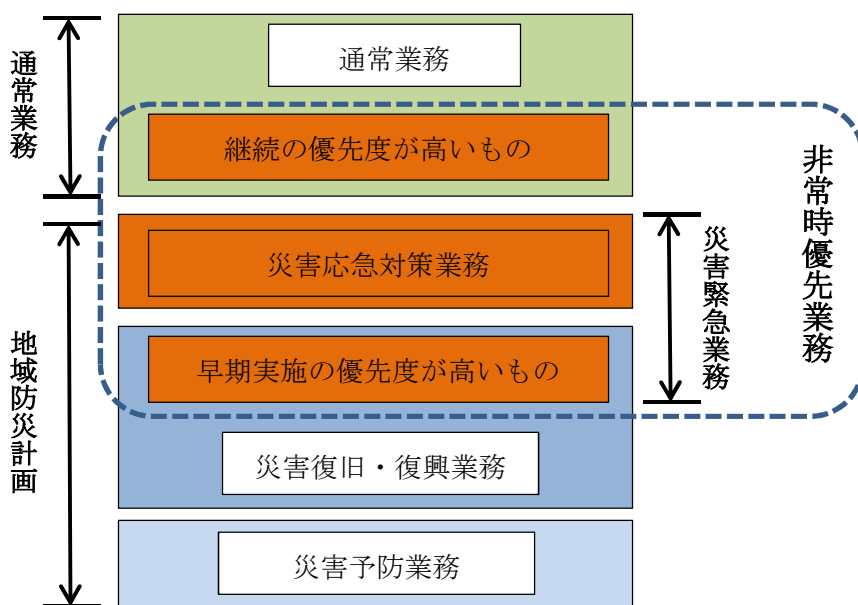
業務継続計画を策定し必要な措置を講じることにより、下図に示すように、発災直後の業務レベル向上や業務立ち上げ時間短縮等の効果を得て高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。



出典：内閣府『中央省業務継続計画ガイドライン』

3 非常時優先業務の概要

- (1) 非常時優先業務とは、大規模な災害の発生時にあっても優先して実施すべき業務である。
- (2) 具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務のほか、業務継続の優先度の高い通常業務が対象となる。
- (3) 発災後しばらくの期間は、各種の必要資源を非常時優先業務に優先的に割り当てるために、非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止するか、又は非常時優先業務の支障とならない範囲で業務を実施する。



4 地域防災計画と業務継続計画（BCP）の相違点

本市の防災対策を定めた計画として、災害対策基本法に基づいて策定される「豊明市地域防災計画」（以下「地域防災計画」という。）がある。地域防災計画は、災害予防対策、災害応急対策、復旧・復興対策について実施すべき事項が定められている。

これに対し、「業務継続計画（BCP）」は、市庁舎や市職員などの行政の被災を前提とし、災害応急対策や継続性の高い通常業務を特定するとともに、限られた必要資源を活用して適切な業務遂行を行うことを目的としている。

	地域防災計画	業務継続計画（BCP）
作成主体	防災会議	市
根拠法令	災害対策基本法	根拠法令なし
計画の趣旨	発災時又は平常時に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画（実行性の確保）
行政の被災	行政の被災は、特に想定する必要がない	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する
対象業務	災害対策に係る業務（予防業務、応急対策業務、復旧、復興業務）	非常時優先業務（災害緊急業務及び優先度の高い通常業務）
業務開始目標時間	目標開始時間の記載はない	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める（必要資源を確保し、目標とする時間までに、非常時優先業務を開始・再開）
業務に従事する職員の飲料水・食料等の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する

第2章 想定する災害及び被災状況

1 想定する災害

海溝型大規模地震（南海トラフ地震）

2 災害による市内の被害状況

(1) 地震動【南海トラフ地震】

推定震度		7	6強	6弱	5強	5弱	4以下	合計
豊明市	面積 (km ²)	0	15.88	7.34	0	0	0	23.22
	割合 (%)	0	68.4	31.6	0	0	0	100

(2) 建物被害（全壊・焼失棟数）【南海トラフ地震】

単位：棟

区分	揺れ	液状化	山崖崩れ	津波	火災
豊明市	900	400	—	—	600
愛知県	約47,000	約16,000	約600	約8,400	約23,000

『平成25年度豊明市被害予測データ』

『愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果』

(3) 人的被害（死者数）【南海トラフ地震】

単位：人

区分	建物倒壊		山崖崩れ	津波	火災
	6弱以下	うち屋内収容物移動・転倒・屋内落下物			
豊明市	60	10	—	—	—
愛知県	約2,400	約200	約50	約3,900	約90

『平成25年度豊明市被害予測データ』

『愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果』

(4) ライフライン被害【過去地震最大モデルによる被害想定】

項目	被害予測	人数等
電力（停電軒数）	直後	26,148軒／29,380軒
上水道（断水人口）	直後	65,375人／68,815人
下水道（機能支障人口）	1日後	32,449人／54,081人
固定電話（不通回線数）	直後	6,513回線／7,318回線
携帯電話（停波基地局率）	1日後	81%
都市ガス（機能支障戸数）	直後	2,092戸／23,244戸
LPGガス（機能支障世帯数）	直後	820世帯／5,125世帯

(H29.10.1現在)『インフラ復旧状況の想定より算出』
『愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果』

(5) ライフライン復旧状況の想定【過去地震最大モデルによる被害想定】

項目	想定復旧期間	被害予測調査結果
電力	1週間程度	直後 約89%（11%被害なし）
		4日後 約1%（99%が被害なし又は復旧）
		1週間後 約1%（99%が被害なし又は復旧）
上水道	4週間程度	直後 約95%（5%被害なし）
		1週間後 約52%（48%が被害なし又は復旧）
		1カ月後 約8%（92%が被害なし又は復旧）
下水道	3週間程度	1日後 約60%（直後は18%） （40%被害なし）
		1週間後 約10%（90%が被害なし又は復旧）
		1カ月後 約1%（99%が被害なし又は復旧）
通信 （固定電話）	1週間程度	直後 約89%（11%被害なし）
		1週間後 約2%（98%が被害なし又は復旧）
		1カ月後 約2%（98%が被害なし又は復旧）
通信 （携帯電話）	1週間程度	1日後 約81%（直後は89%） （19%被害なし又は復旧）
		4日後 約3%（97%が被害なし又は復旧）
		1週間後 約2%（98%が被害なし又は復旧）
ガス （都市ガス）	2週間程度	直後 約9%（91%被害なし）
		1日後 約9%（91%が被害なし又は復旧）
		1週間後 約7%（93%が被害なし又は復旧）
ガス （LPGガス）	1週間程度	直後 約16%（84%被害なし）

『愛知県庁業務継続計画（南海トラフ地震想定）』

(6) 避難者【南海トラフ地震】

避難者数	発災当日	6, 718人
	発災1日後	19, 049人
	発災3日後	15, 966人
	発災7日後	15, 195人
	発災1ヶ月後	12, 267人

『豊明市地域防災計画』

(7) 震災廃棄物【南海トラフ地震】

可燃物	不燃物	合計体積
53, 830 m ³	77, 336 m ³	131, 166 m ³

『豊明市地域防災計画』

3 公共施設の被害想定

災害対策本部となる本庁舎、その代替施設である尾三消防本部豊明消防署の被害想定については、次のとおりとした。

本庁舎（災害対策本部）と豊明消防署の被害想定

項目	本庁舎（災害対策本部）	豊明消防署
構造上の被害	発生しない	発生しない
電力	停電する （一部非常用電源設備により、9 h程度（本館15 h）の電力供給可能）	停電する （一部非常用電源設備により、6.5 h程度の電力供給可能）
電話	ほとんど通話不能	ほとんど通話不能
通信	○防災行政無線（親局） 被害は発生しない （非常用電源設備により9 h程度電力供給可能）	/
	○防災行政無線（移動局） 被害は発生しない （非常用電源設備により9 h程度電力供給可能） （バッテリーにより待機状態で最大20 h程度運用可能）	○防災行政無線（移動局） 被害は発生しない （非常用電源設備により6.5 h程度電力供給可能） （バッテリーにより待機状態で最大20 h程度運用可能）
	○災害時優先携帯電話・タブレット（3台） 被害は発生しない （バッテリーにより待機状態で最大750 h程度運用可能）	/

	○庁舎内サーバ 被害は発生しない (非常用電源設備により9h程度電力供給可能)	○庁舎内サーバ (L G W A N 非対応) 停電時使用不能
上水道	水道水使用不可	水道水使用不可
下水道	下水道使用不可	下水道使用不可

4 公共施設の概要

本庁舎（災害対策本部）及び豊明消防署の概要

項目		本庁舎（災害対策本部）	豊明消防署
構造		鉄筋コンクリート造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造
規模		地上5階 地下1階	地上3階（一部4階）
床面積		10364, 74㎡	3780.92㎡
非常用電源	種別	ディーゼル発電装置2基	ディーゼル発電装置1基
	容量	新館300kVA 本館150kVA	125kVA
	燃料タンク	新館950L（灯油） 本館620L（重油）	990L（軽油）
	稼働時間	新館9h（理論値：11h） 本館15h（理論値：18.6h）	65h
	無停電電源装置 稼働時間	0秒	4秒
	非常用電源設備 コンセント	新館1階 45箇所 新館2階 なし 新館3階 17箇所 新館4階 なし 本館1階 26箇所 本館2階 30箇所 本館3階 4箇所 本館4階 なし	1階 8箇所 2階 5箇所 3階 21箇所

	電気使用可能 区域	新館 1 階	全室	署員等の指示による
		新館 2 階	なし	
		新館 3 階	情報室、サーバ室 防災サーバ室 オペレーション室 デザインシート室 会議室 10	
		新館 4 階	なし	
		本館 1 階	非常用コンセントが設 置されている場所のみ	
		本館 2 階	非常用コンセントが設 置されている場所のみ	
		本館 3 階	非常用コンセントが設 置されている場所のみ	
		本館 4 階	なし	

第3章 業務継続体制の対象と非常時の業務継続体制

1 業務継続体制の対象

想定対象	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で震度6弱以上を観測したとき ・大規模水害等により市域に甚大な被害が生じたとき (全職員が参集する非常第2配備に相当)
対象組織	行政経営部、市民生活部、健康福祉部、経済建設部、出納室、 議会事務局、教育委員会、監査委員事務局

2 非常時の業務継続体制

地域防災計画に定められた以下の体制に速やかに移行する。

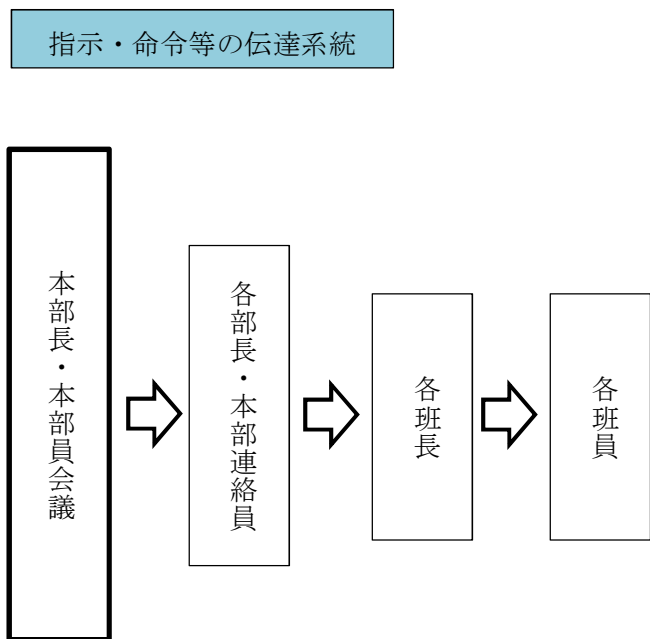
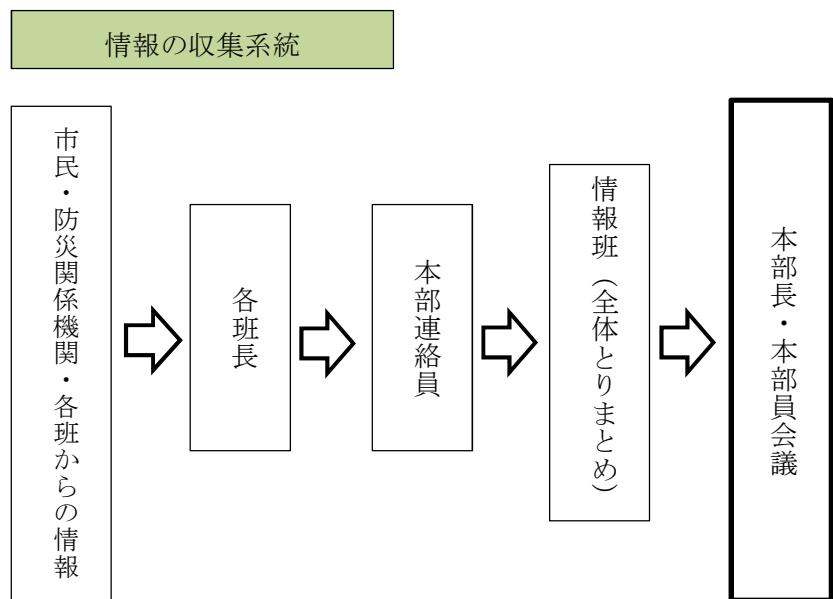
班長：担当課の課長

部	部長等	班名	班員（所属課）	班長
災対行政経営部	◎行政経営部長 ○会計管理者	情報班	秘書広報課	○
			企画政策課	
			情報システム課	
			公共施設管理室	
		会計班	財政課	○
			出納室	
災対市民生活部	◎市民生活部長 ○議会事務局長	本部班	防災防犯対策課	○
			総務課	
			市民協働課	
		調査班	税務課	○
			債権管理課	
		市民班	市民課	○
		特命班	議事課	○
			監査委員事務局	
災対健康福祉部	◎健康福祉部長	高齢者班	健康長寿課	○
		福祉班	社会福祉課	○
		児童班	保育課	○
		医療防疫班	保険医療課	○
			子育て支援課	
災対経済建設部	◎経済建設部長	物流班	産業支援課	○
			農業政策課	
		土木班	土木課	○
		下水道・住宅班	都市計画課	○
			市街地整備課	
			下水道課	
		環境班	環境課	○
災対教育部	◎教育長 ○教育部長	教育1班	学校教育課	○
			学校支援室	
			各学校職員	
		教育2班	生涯学習課	○
			図書館	

※◎の付く者を部長、○の付く者を副部長とする。

※班長は主管班から本部連絡員を指名し、本部員会議に派遣する。

3 情報の基本的な流れ



第4章 職員の参集予測

1 職員の参集

(1) 非常配備態勢

非常配備	移行基準		
	地震		風水害
警戒第1配備 (18名)	①市内で震度4を観測したとき。 ②東海地震調査情報(臨時)が発表されたとき。 ③状況により副市長が必要と認めたとき。 ④南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合		①市域に警報(大雨、洪水、暴風のいずれかひとつ以上)が発表されたとき。 ②その他、状況により副市長が必要と認めたとき
警戒第2配備 (延べ72名)	①市内で震度4を観測し、被害が発生したとき。 ②その他、状況により市長が必要と認めたとき。 ③南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合		①警戒第1配備では対応が困難なため、態勢を強化する必要があると市長が認めたとき。 ②その他、状況により市長が必要と認めたとき。
警戒第3配備 (延べ98名)	①市内で震度5弱を観測したとき。 ②その他、状況により市長が必要と認めたとき。		①警戒第2配備では対応が困難なため、態勢を強化する必要があると市長が認めたとき。 ②その他、状況により市長が必要と認めたとき。
非常第1配備 (延べ249名)	①市内で震度5強を観測したとき。 ②市内の複数の地区で被害が発生したとき。 ③その他、状況により市長が必要と認めたとき。		①市域に土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ②境川に氾濫危険情報が発表されたとき。 ③市内の複数の地区で被害が生じたとき。 ④警戒第3配備では対応が困難なため、態勢を強化する必要があると市長が認めたとき。 ⑤その他、状況により市長が必要と認めたとき。
非常第2配備 (延べ348名)	①市内で震度6弱を観測したとき。 ②東海地震注意情報が発表されたとき。 ③市内に甚大な被害が発生したとき。 ④その他、状況により市長が必要と認めたとき。 ⑤南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合		①市域に特別警報が発表されたとき。 ②市内に甚大な被害が発生したとき。 ③非常第1配備では対応が困難なため、態勢を強化する必要があると市長が認めたとき。 ④その他、状況により市長が必要と認めたとき。
除外者	情報班・・・ 7名 物流班・・・ 2名 調査班・・・ 3名 特命班・・・ 0名 教育1班・・・ 2名 児童班・・・ 29名	医療防疫班・・・ 3名 本部班・・・ 5名 下水道・住宅班・・・ 6名 環境班・・・ 0名 福祉班・・・ 1名	会計班・・・ 2名 土木班・・・ 1名 市民班・・・ 2名 高齢者班・・・ 5名 教育2班・・・ 2名 除外者 70名

※市長、副市長除く

『令和3年3月現在 非常配備編成表より抜粋』

○非常配備態勢に応じ、参集対象職員があらかじめ定められている。

○移行基準に合わせて職員は原則、勤務公署等へ自主参集する。

○その他、南海トラフ地震臨時情報発表時の態勢は、編成表を参照すること。

(2) 被災による職員参集への影響

勤務時間外に地震が発生した場合、職員は速やかに勤務公署等へ参集して応急対策に従事することとなるが、次のような要素が職員参集やその後の対策に支障をもたらす原因となる。

- ①地震により、職員自身やその家族が負傷する。
- ②津波等により浸水が想定される地域では、安全確保のため避難行動等が必要となる。
- ③交通機関が途絶し、復旧に時間を要する。
- ④参集経路となる道路等が被害(路面の亀裂や段差、建築物等の道路への倒壊、橋梁の損壊、山・崖崩れ等)のため通行できない、あるいは迂回を要する。

2 参集行動

勤務時間外に地震が発生した場合、大半の職員は職場にいないため、初動業務への着手が少なからず遅れるほか、職員自身の被害や交通機関の支障等により、参集に相当の時間を要すると考えられる。

以下、業務継続に大きな影響を及ぼすケースとして、勤務時間外の発災を想定して職員の参集行動について示す。

(1) 地震発生時の安全確保

地震が発生したら、職員は自分自身と家族などの安全を確保することを最優先に行動する。揺れがおさまり、身の回りの安全が確認できたら、テレビやラジオ等の報道で地震関連の情報収集に努める。

特に津波等により浸水のおそれがある地域では、津波警報等の情報に注意し、自宅や周辺の状態を確認し、安全かつ迅速に避難又は参集できるように努める。

豊明市では、観測された震度に応じた非常配備態勢が取られるので、どの非常配備態勢から自身が参集対象となるか、非常配備態勢カードを携帯するなどして、平常時から把握しておく。

(2) 勤務公署等への参集

職員は報道等で震度を知ったとき又は非常配備の指令の伝達を受けたときは、一定程度の食料・飲み物等を持参し、速やかに勤務公署等へ参集、応急対策に従事する。

ア 基本的な考え方

職員は原則として勤務公署へ参集するが、交通機関の途絶、道路の寸断等により参集に相当の時間を要すると見込まれる場合の行動は、地域防災計画(第2編 地震災害対策計画 2 動員・参集)に定めるところによる。

また、参集手段は徒歩又は自転車によることとし、原則として自家用車による参集は禁止とする。

イ 津波浸水想定域における対応

参集にあたり、職員自身や家族の安全確保が重要であることは言うまでもないが、自宅が津波浸水想定域にある場合は、津波情報等の状況により避難を優先する。

参集場所や参集経路が津波浸水想定域にある場合も、津波情報等の収集に努め、参集途上で津波の被害を受けることがないように十分に注意する。参集途上であっても、危険と感じたときは、ためらわず早急に避難等の安全確保の措置をとる。

ウ 率先避難・近隣での防災活動

津波から身を守るために避難するときは、テレビやラジオ等で正しい情報を収集し、安全かつ迅速に避難を行う。その際、周囲の住民にも避難を呼びかけつつ自ら先に立って避難行動をとる、いわゆる率先避難に努める。

エ 参集が困難な例

自宅が津波浸水想定域にあるなどのほかにも、次の事由に該当する場合も、避難又は自宅待機とし、状況を踏まえて参集する。

- ・ 家族の死亡や、家族の安否確認ができないとき
- ・ 職員又は家族が負傷し、治療又は入院の必要があるとき
- ・ 参集途上で被災者の救出・救助活動に従事する必要があるとき

など

3 職員の参集予測

豊明市業務継続計画における職員参集については、以下のとおり想定する。

(1) 参集率の想定条件

	参集手段	参集率の想定
発災～3日目	徒歩 (時速3km/h)	参集場所から直線距離20km圏内に居住する職員の70%が順次参集する。
4日目～6日目		4日目からは交通機関が復旧し、職員全体の70%以上が参集し、以後、順次参集する。
7日目～1ヵ月	交通機関等を使用	職員全体の98%が参集する(約2%の職員は本人又は家族の死傷等により長期間参集できないと想定)。

※職員の参集率は、阪神・淡路大震災発生時の兵庫県及び兵庫県内市町村における参集率を参考としている。兵庫県、神戸市、伊丹市、西宮市、芦屋市、宝塚市の地震発生当日の参集率の平均は約48%であり、発災から4日目までの平均は約76%である。また、芦屋市職員に対するアンケートによれば、回答した職員の19.6%が家屋等の財産被害に遭い、5.5%が参集途上に被災現場で救助活動等を行ったという。

(出典：消防科学総合センター『地域防災データ総覧 阪神・淡路大震災基礎データ編』)

これらのことから、発災から6日目までは3割の職員の参集が困難であると想定し、参集率を7割とする。

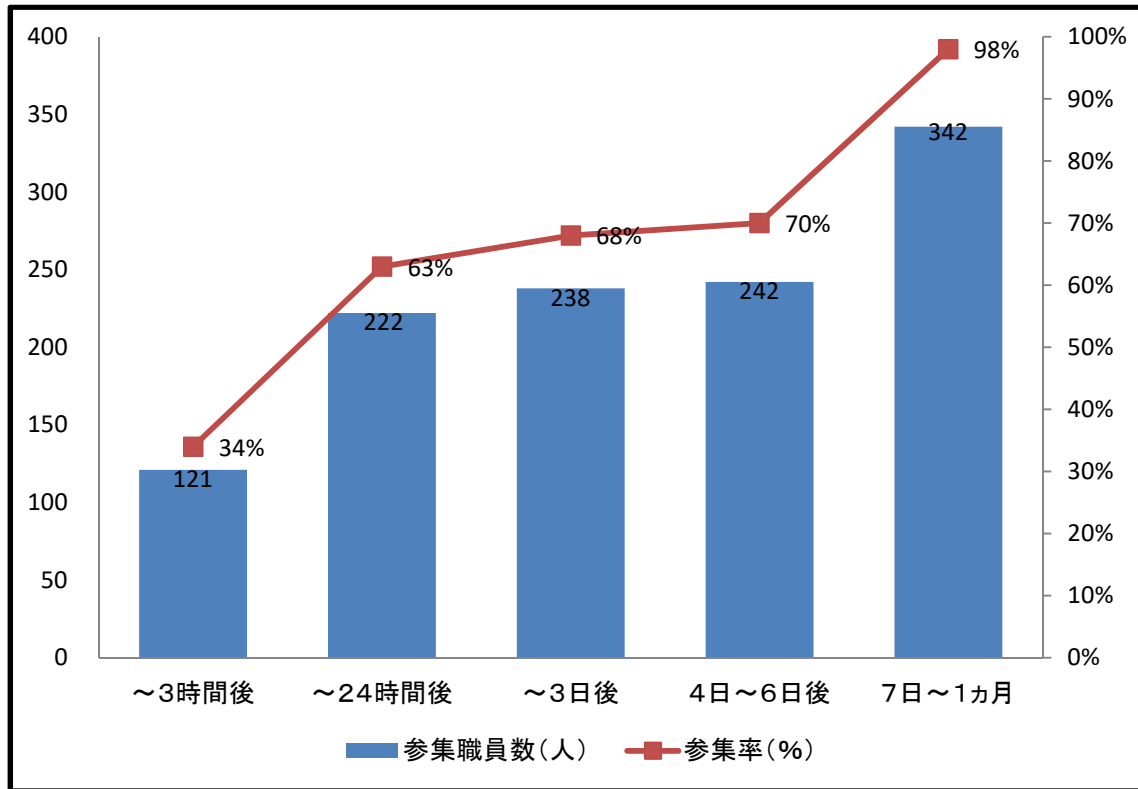
発災後	3時間後 (3km以内)	24時間後 (10km以内)	3日後 (20km以内)	4日～6日後 (30km以内)	7日～1ヵ月後 (30km以上)
参集職員数(人)	121	222	238	242	342
職員参集率(%)	34	63	68	70	98

※発災後、特段の影響を受けずに参集する職員については、徒歩での参集に要する時間に準備時間(家族の安否確認、参集準備等)として一律1時間を加算するものとする。

※迂回路等を考慮して直線距離×1.26倍で算出した。

※距離については、通勤届にある勤務地までの距離としている。

※避難所開設職員についても、市役所までの距離としている。



(2) 家庭での事前の備え

職員自身や家族の身に、もしものことがあると、職員として応急対策に従事できず、市の業務継続に支障をきたすおそれがあるので、日頃からの家庭での備えも重要である。

- ① 自宅の耐震診断・耐震改修、家具類の固定、窓ガラスの飛散防止
- ② 家族間の連絡手段、避難場所の確認
- ③ 可能な限り1週間分程度、最低でも3日分程度の飲料水(1人1日3ℓ以上)・食料等の備蓄、簡易トイレ、携帯ラジオ、懐中電灯等の準備
- ④ 地域等で行われる防災訓練への積極的な参加

第5章 指揮命令系統の確立（職務代行）

職務代行の対象	執務代行の順位	
	第1順位	第2順位
市長	副市長	市民生活部長
副市長	市民生活部長	行政経営部長
教育長	教育部長	学校教育課長
行政経営部長	秘書広報課長	企画政策課長
市民生活部長	総務課長	防災防犯対策課長
健康福祉部長	社会福祉課長	健康長寿課長
経済建設部長	産業支援課長	農業政策課長
議会事務局長	議事課長	庶務担当係長
教育部長	学校教育課長	学校支援室長

第6章 電気・水・食料等の確保

1 非常用電源及び燃料

電気については、本計画の想定災害である南海トラフ地震の発生時において、3日以内には99%が回復するとの被害予測が出ていることから、非常用自家発電設備（非常用電源）を稼働させる必要がある期間は3日間と試算する。市本庁舎に備える非常用電源の諸元は、以下のとおり。

施設	使用燃料	貯蔵可能量	燃料消費量
本館	A重油	620L	33.2L/h r
新館	灯油	950L	85.6L/h r

上表より、非常用電源を3日間稼働させるために必要な燃料の量は、以下のとおり。

- ・本館 稼働時間72h × 時間当たりの消費量33.2L ≙ 必要量2,390L (A重油)
- ・新館 稼働時間72h × 時間当たりの消費量85.6L ≙ 必要量6,160L (灯油)

市は、非常用燃料についてそれぞれの非常用電源の貯蔵可能量の少なくとも80%を保つこととしている。貯蔵可能量の80%の燃料で稼働できる時間と、3日間稼働させるために不足する燃料は、以下のとおり。

- ・本館 貯蔵可能量620L × 0.8 ≙ 保有量490L (稼働可能時間15h)
必要量2,390L — 490L ≙ 不足量1,900L
- ・新館 貯蔵可能量950L × 0.8 ≙ 保有量760L (稼働可能時間9h)
必要量6,160L — 760L ≙ 不足量5,400L

不足する燃料については、愛知県石油商業組合名古屋第6地区との協定に基づく優先供給等を活用し、発災後速やかに補充するよう努めなければならない。

なお、本館の非常用電源については、冷却方式が水冷式であることから、断水が発生すると受水槽内の水が高温となることにより冷却機能を失い、オーバーヒートを引き起こして稼働できなくなるおそれがあることに留意する。

2 職員用備蓄物資（水・食料等）

大規模災害時において、参集した職員が初動から円滑に活動するためには、業務に必要な資源だけでなく、水・食料等の生活のために必要な物資が十分に用意されなければならない。これらの物資は、平時からの職員個人の備蓄及び発災時に持参することにより賄われるものであるが、突発的な参集により現実的には必要な物資の持参が困難であるケースや、長期間の活動となることにより個人の備蓄だけでは対応が困難となるケースが生じる可能性がある。

このため、市は職員用の生活物資についての備蓄を検討し、必要な量を備えるよう努める必要がある。必要な量は最低3日分とし、職員個人の備蓄・持参分と合わせて1週間分程度を確保するものとする。また、生活に最低限必要な物資の品目は、次表のとおりとする。

品目	1人当たりの必要量	3日分の必要量（全体）	1週間分の必要量（全体）
毛布	2枚（交換なし）	700枚	700枚
水	3L／日	3,150L (500ml ペットボトル 6,300本)	7,350L (500ml ペットボトル 14,700本)
食料	3食／日	3,150食	7,350食
トイレ	4回／日	4,200回分	9,800回分
生理用品	4枚／日	600枚	1400枚

※ 職員数については、非常配備に当たる職員数を基に、350人とした。

※ 生理用品については、別途計算により算出した。

第7章 重要な行政データのバックアップ

1 重要データの遠隔地保管

重要な行政データのうち、以下のシステムに含まれるものについては、情報システム課により大規模災害時でも同時被災しない遠隔地で安全に保管する運用を行う。

2 各課等における措置

自治体がバックアップを確保すべき重要な行政データについては、総務省が「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画（BCP）策定に関するガイドライン」において、以下のとおり明示している。

- ① 地方公共団体のみが保有しており、喪失した場合に元に戻すことが不可能あるいは相当困難なデータ～ 税金や水道料金等の納付状況に関する情報、国民健康保険業務・介護保険業務に関する情報、許認可の記録・経過等の情報、重要な契約・支払い等の記録の情報
- ② 災害後すぐに使用するデータ、復旧に不可欠な図面や機器の仕様書等の書類～ 住民記録、外国人登録、介護受給者情報、障がい者情報、道路その他の復旧に必要なインフラの図面又はそのデータ、情報通信機器等の重要機器の修復に必要な仕様書

これらのデータは、情報システム課によるバックアップ（遠隔地保管のほか市内サーバのバックアップを含む。）により確保されているものもあるが、各課等がその管理する該当データについて定期的にバックアップを取ることが望ましい。

特に、紙データ又は電子データのどちらかの形式でしか存在しないものについては、焼失や電子機器の故障等によって失われるリスクを考慮し、両方の形式で保存する必要がある。紙データには、永年又はそれに類する長期の保存を要するもので、古くから存在するものも少なくない。こうしたデータが完全に失われることがないように、バックアップの多重化が不可欠である。

なお、各課等における重要な行政データのバックアップ状況については、適切に実施されているか適宜確認するものとする。

第8章 多様な通信手段の確保

1 通信機器等の確保状況

機器名称	端末数（回線数）
移動系防災行政無線	75
県高度情報ネットワーク用PC	2
無線FAX（県高度情報ネットワーク）	1
災害用電話（代表電話からの転送用）	10
災害時優先電話（固定回線）	1
災害時優先携帯電話・タブレット	3

2 今後の検討事項

現在、住民への情報伝達はLアラート、ホームページ、登録型メール配信サービス（すぐメール）、広報車（消防団含む。）、FAX・電話等を中心に行っている。また、職員参集には職員参集システム（すぐメール）及び各課等の非常連絡網を活用している。

一方、大規模災害時には電話やメール、FAXは通信が輻輳し、不達となる可能性が高い。住民への情報伝達に市の公式SNS（LINE、Instagram等）の積極的な活用を図るだけでなく、各課等の非常連絡網、職員間の連絡にもLINE等のツールの活用を検討する必要がある。

第9章 非常時優先業務の遂行環境の確立

1 非常時優先業務の遂行環境の概要

非常時優先業務の遂行環境については、以下に概要を示す。

項目	主な課題	主な対応方針
職員	<ul style="list-style-type: none"> ○スムーズな参集と参集予測 ○部局横断的な協力体制の構築 ○管理職等が不在の場合の意思決定 ○災害対応に当たる職員数の不足 	<ul style="list-style-type: none"> ○迅速な参集体制の整備 ○部局応援体制の整備 ○各種マニュアルの作成 ○受援計画に基づく応援要請
庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> ○代替施設の運用方法 	<ul style="list-style-type: none"> ○代替施設管理者との協議・調整
電気	<ul style="list-style-type: none"> ○停電時に備えた非常電源の確保 ○発災時における燃料の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○非常用発電機の確実な起動体制 ○協定等による燃料供給体制の確保
通信	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な連絡手段の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○各施設の通信設備の充実 ○職員間の連絡体制の強化 ○SNSの活用
情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ○重要な行政データのバックアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ○遠隔地保管とバックアップの多重化 ○ICT-BCPの検討
執務環境	<ul style="list-style-type: none"> ○安全な執務環境の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○備品等の転倒防止対策 ○ガラスの落下・飛散防止 ○災害時の庁舎レイアウトの検討
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ○職員向けトイレ対策 	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎敷地内のマンホールトイレ整備 ○職員用簡易トイレの確保 ○協定による給排水設備の早期復旧
食糧・飲料水	<ul style="list-style-type: none"> ○持参・個人備蓄の周知 ○個人での用意が難しい場合の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○各自が持参・個人備蓄する ○職員向け備蓄の推進
水道	<ul style="list-style-type: none"> ○断水に備えた非常用水源確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○貯水槽の設置 ○飲料水の備蓄
燃料	<ul style="list-style-type: none"> ○公用車の燃料確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○予備燃料の確保 ○協定による燃料供給体制確保
公用車	<ul style="list-style-type: none"> ○公用車の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○協定による車両供給体制確保

2 非常時優先業務の選定

(1) 業務継続の対象期間

発災直後～1カ月

(2) 業務継続体制の対象

市内で震度6弱以上を観測したとき（全職員が参集する非常第2配備に相当）

(3) 業務継続の基本方針

市は、大規模災害時における非常時優先業務については、次の方針に基づいて業務継続を図るものとする。

①災害発生時においては、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、地域防災計画に位置づけられた災害緊急業務を最優先する。

②発災から72時間までは、人命に係る災害緊急業務に重点をおくこととなるため、市民生活、施設等の維持管理に著しい影響を与える通常業務以外はいったん停止する。

③休止、縮小する通常業務は、平常時における重要性をもって判断するのではなく、市民の生活の維持等に係る重要度をもって判断する。

④市の公共施設（福祉体育館、公民館、図書館等）は、避難所等の災害緊急業務として使用する場合以外は、一般利用を休止する。

⑤イベント、会議等は、原則として中止、延期する。

⑥災害復旧・復興業務は、災害応急対策業務と並行し早期に実施すべき基本的な業務を対象とする。

⑦継続の優先度が高い通常業務は、人命に係る災害緊急業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。

3 非常時優先業務の目標開始時期

	区分	災害緊急業務		通常業務	
		業務数（累計）	割合	業務数（累計）	割合
A	3時間以内	34（34）	41.0%	22（22）	16.9%
B	24時間以内	12（46）	14.5%	4（26）	3.1%
C	3日以内	14（60）	16.9%	17（43）	13.1%
D	1週間以内	14（74）	16.9%	37（80）	28.5%
E	2週間以内	5（79）	6.0%	14（94）	10.8%
F	1カ月以内	4（83）	4.8%	36（130）	27.7%
G	停止			（307）	
合計		83	100%	130	100%

※通常業務のうち停止業務は合計に含めない。

※端数処理により合計が100%にならない場合があります。

4 災害緊急業務の個別目標時期

豊明市業務継続計画別表のとおり

5 通常業務の個別目標時期

豊明市業務継続計画別表のとおり

6 受援対象業務と必要人員数

本計画に定める非常時優先業務（特に災害緊急業務）のうち、業務量・専門性を勘案して市職員のみで実施することが困難な業務については、外部からの応援を必要とする「受援対象業務」に位置づける。

受援対象業務は、豊明市受援計画において詳細を定めているが、本計画での職員参集予測と各課等が算出した受援対象業務の必要人員数を比較すると、次のようになる。

これによれば、必要人員数に対して職員数が大幅に不足していることが分かる。大規模災害時には、豊明市受援計画に基づく迅速な応援要請と円滑な受入れを確実に行わなければならない。

非常配備態勢		必要人数	不足人数	応援要員に求める 資格・経験
部	班			
災対行政経営部	情報班			応急危険度判定士 建設（土木）技師（作業員）
	会計班			財政事務経験者
災対市民生活部	本部班			受援調整・リエゾン経験者 災对本部運営経験者 外国人対応経験者・通訳
	市民班			戸籍窓口経験者
	調査班			住家被害認定士 住家被害調査経験者 不動産鑑定士等
	特命班			
災対健康福祉部	高齢者班			
	福祉班			福祉事務所経験者 被災者生活再建支援金・災害弔慰金 （見舞金）事務経験者
	児童班			
	医療防疫班			医療関係資格保有者
災対教育部	教育1班			
	教育2班			

非常配備態勢		必要人数	不足人数	応援要員に求める 資格・経験
部	班			
災対経済建設部	物流班※2			物流・運送の有識者
	土木班			建設業者・造園業者 消防団（救出用機材保有者） 占有物管理者
	下水道・住宅班			（応急）危険度判定士 被災建築物応急危険度判定 コーディネーター等経験者 宅地開発経験者・技術師等 建築士・施工管理技士 建物解体経験者 下水道管理業務経験者
	環境班			廃棄物収集運搬業者 廃棄物処理専門業者 廃棄物処理業務経験者 助成金申請業務経験者 し尿くみとり収集運搬業者
計				

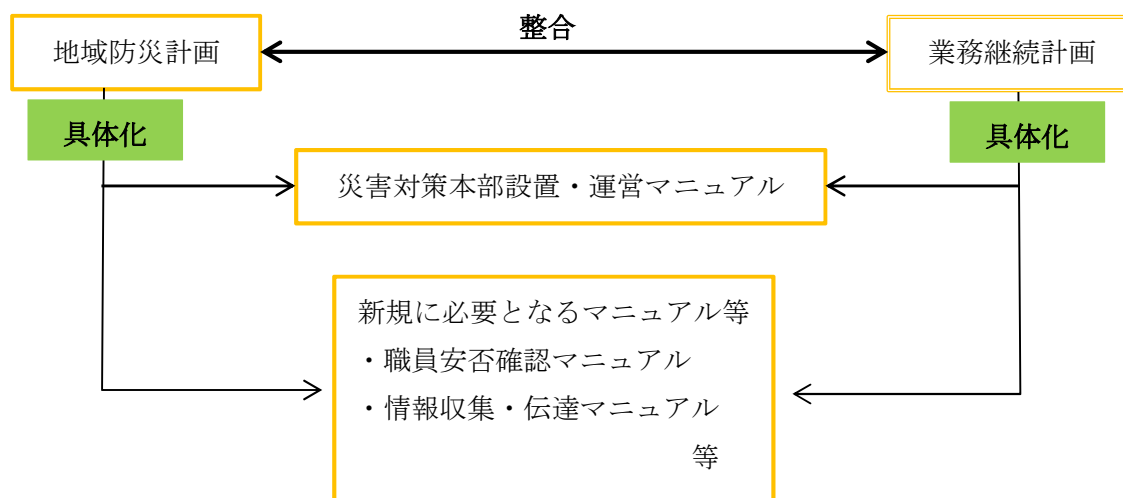
第11章 業務継続力向上のための継続的改善

本計画は、一定の前提を踏まえて検討・策定したものであるため、これをもって業務継続体制が完成しているものではない。今後、災害発生時に実際に機能する計画とするためには、関連する各種マニュアル・計画等を各部局が整備していく必要があるほか、訓練・研修及び災害経験による新たな課題を踏まえて計画の実行性等を点検し、是正していくとともに、他の自治体の被災経験等を通じて必要な対策を講じるなど、継続してレベルアップに取り組む必要がある。



1 マニュアル等の整備

現在、災害対策本部には、地域防災計画による災害対策本部を運営するうえで必要な災害対策本部設置・運営マニュアルを策定予定である。各部においても災害応急対策の実効性を高めるため、マニュアル等を整備するものとする。



2 職員への教育・訓練

発災時における円滑な業務継続のためには、本計画を全職員に周知し、業務継続の重要性及び各自の職務等の理解を進めるとともに、訓練・研修を通じて職員の対応能力の向上を図ることが重要である。

- ①防災防犯対策課は、本計画の説明会及び研修を実施し、周知徹底を図る。
- ②各部局は、発災時に非常時優先業務を確実に遂行するため、本計画及び地域防災計画に基づき、非常時優先業務の目標復旧時間を考慮した各種マニュアルを作成する。また、防災防犯対策課と調整のうえ、マニュアルに沿った教育・訓練計画を策定し実施する。
- ③防災防犯対策課は毎年実施している防災訓練等に本計画の視点も取り入れ、実施するよう努める。
- ④人事異動があった場合には、異動職員に対して、発災時に非常時優先業務を遂行するため、どのような行動をとるべきか教育を行い、業務継続力の維持を図る。
- ⑤執務する場所の防災対策及び自宅も含めた日常的な防災対応により業務継続力の向上を図る。

【研修・訓練の例】

- ・職員参集訓練
- ・災害対策本部設置運用訓練
- ・各種マニュアルに基づく研修・訓練

【自宅での対応】

- ・自宅の耐震化
- ・家具の転倒防止等
- ・非常持ち出し品や非常備蓄品の準備
- ・家族の安否確認方法の決定

3 検討・見直し

業務継続計画を、発災時に実際に機能する計画とするため、訓練や被災経験等を通じて定期的に計画の実行性を点検し、これを是正することでレベルアップを図っていく。

- ①防災防犯対策課は、本計画の適切な運用を実現するため、教育・訓練の評価を踏まえた見直しを適宜行う。また、地域防災計画の修正や、機構改革等が行われた場合にも、必要に応じて本計画の見直しを行う。
- ②各部局は、本計画に基づいて作成したマニュアルについて、教育・訓練の評価を踏まえた点検・見直しを適宜行う。また、本計画の見直しがあった場合には、必要に応じてマニュアルの点検・見直しを行う。

豊明市業務継続計画（南海トラフ地震想定）

平成30年 3月作成

令和 3年 3月改定

豊明市 市民生活部 防災防犯対策課

〒470-1195 豊明市新田町子持松1番地1

電話 0562-92-8305

FAX 0562-92-1141

E-mail bousai@city.toyoake.lg.jp
